

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL:03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	USB2.0カメラ
型番	ARTCAM-445KY2-BW-WOM (DS/OP/OP-CMを含む)
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 非該当 10の項(4) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応		(1 / 3)		貨 物 名：USB2.0カメラ	
別1項番		次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10－（2）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。）		メーカー名：株式会社アートレイ	
				型及び銘柄：ARTCAM-445KY2-BW-WOM（DS/OP/OP-CMを含む）	
		注 釈		判 定 欄	
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。				該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの		告示貨物		【×】	
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器		※		【－】	
ロ イメージ増強管		※		【－】	
ハ イメージ増強管又はその部分品		※		【－】	
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、 次の（一）及び（二）に該当するもの				【×】	
（一） 次のいずれかに該当するもの				【×】	
1 熱型でないフォーカルプレーンアレイであつて、 次のいずれかに該当するもの				【×】	
一 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの				【×】	
イ 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの				【－】	
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				【－】	
二 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメート ル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの				【×】	
イ 応答時定数が95ナノ秒以下のもの				【－】	
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				【－】	
三 要素素子を二次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの				【×】	
四 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの （ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。）		除外		《－》	
イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が 3.8未満のもの				【－】	
ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの				【－】	
五 要素素子 を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの				【－】	
六 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のイ及びロに該当するもの				【×】	
イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				【×】	
ロ 要素素子の数が32を超えるもの				【○】	
2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプ レーンアレイであつて、それぞれの要素素子がフィルタ ーのない状態において、8,000ナノメートル以上 14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの				【－】	

該 当 ○	CCDセンサを搭載した
非該当 ×	USB通信タイプのカメラ
対象外 －	

【×】	
【－】	
【－】	
【－】	
【×】	
【×】	数値（400-700nm）
【×】	
【－】	数値（）
【－】	数値（）
【×】	数値（400-700nm）
【－】	数値（）
【－】	数値（）
【×】	数値（400-700nm）
【－】	数値（）
《－》	数値（）
【－】	数値（）
【－】	数値（）
【－】	数値（）
【×】	数値（400-700nm）
【×】	※電荷増倍を行うように設計及び改造していないため非該当
【○】	数値（1,251,936）
【－】	数値（）

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

 $(2/3)$

別 1 項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 1 0 - (2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2 及び 1 5 の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令] 第 9 条	輸出令別表第 1 の 1 0 の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三	光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの			
ニ	宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次の (一) 及び (二) に該当するもの			
(一)	次のいずれかに該当するもの			
(二)	次のいずれかに該当するもの			
1	白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が 1 0 , 0 0 0 未満のもの		[×]	数値 ()
2	イリジウムシリコンを用いたもの		[-]	
3	アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの であつて、素子の数が 2 5 6 未満のもの	ひ	[-]	数値 ()
4	砒化インジウムを用いたもの	※砒	[-]	
5	砒化鉛を用いたもの	ひ	[-]	
6	砒化インジウムガリウムを用いたもの	※砒	[-]	
7	テルル化水銀カドミウムを用いたスキャニングアレー であつて、次のいずれかに該当するもの		[-]	
一	同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が 3 0 以下のもの		[-]	数値 ()
二	同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が 2 以下のもの		[-]	数値 ()
8	テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー であつて、素子の数が 2 5 6 未満のもの		[-]	数値 ()
9	砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が 2 5 6 未満のもの	ひ	[-]	数値 ()
1 0	熱型フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が 8 , 0 0 0 未満のもの	※砒	[-]	数値 ()
1 1	要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が 4 0 0 ナノメートル超 9 0 0 ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 要素素子の数が 4 , 0 9 6 以下のもの		[-]	数値 ()
1 2	要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が 4 0 0 ナノメートル超 9 0 0 ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 一方の最大の要素素子の数が 4 , 0 9 6 以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が 2 5 0 , 0 0 0 以下のもの		[×]	数値 (400-700nm)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

$$(3/3)$$

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの				
ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもののうち、二に該当するもの以外のもの (一) 熱型でないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもの	告示貨物	〔×〕		
1 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの		〔×〕	数値 (400-700nm)	
一 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの		〔-〕	数値 ()	
二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの		〔-〕	数値 ()	
2 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの		〔×〕	数値 (400-700nm)	
一 応答時定数が95ナノ秒以下のもの		〔-〕	数値 ()	
二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの		〔-〕	数値 ()	
3 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		〔×〕	数値 (400-700nm)	
4 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの (ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。)	〕除外	〔-〕	数値 ()	
一 要素素子の配列方向を基準とする 要素素子の縦横比が3.8未満のもの		〔-〕	数値 () 数値 ()	
二 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの		〔-〕	数値 ()	
5 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		〔-〕	数値 ()	
6 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するものであつて、次の一及び二に該当するもの		〔-〕	数値 ()	
一 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの		〔-〕	数値 ()	
二 要素素子の数が32を超えるもの		〔-〕	数値 ()	
(二) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレー であつて、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において 8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で 感度を有するもの		〔-〕	数値 ()	
七の二 第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために 特に設計した読み出し集積回路（民生用の自動車の ために特に設計したものを除く。）	〕除外	〔×〕 《-》		

作成年月日 2026年2月14日

作成責任者

会社名 株式会社アートレイ

所属・役職 技術部

(フリガナ)

氏名 小川 亮

電話 03 (3389) 5488 (代表)

内線



*告示貨物＝貨物等省令第9条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が[○]である場合は、その項目別対比表も作成すること。

